

監査公表第16号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年2月2日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 下 江 洋 行

監査結果の措置対象

教育部（小中学校）

千郷小学校、東郷西小学校、東郷東小学校、東陽小学校
黄柳川小学校、新城中学校、東郷中学校

監査結果報告年月日

令和2年10月26日

監査結果に対する措置通知年月日

令和3年1月26日

講じた措置等の内容

【小中学校】

《意見1》

給食室等の施設がかなり老朽化している学校がある。2年後には共同調理場が稼働するが、それまでの間の、施設の修繕や運営方法についてもしっかりと検討されたい。

《措置内容》

適切な修繕や調理員の配置等の運営方法を検討し、給食を止めることのないようにしてまいります。

《意見2》

備品管理について現品と物品一覧の照合をし、不整合なものがないよう適正な管理をされたい。また、照合がなされたかどうかの確認ができない状況である。各校長や教育委員会においても照合の状況が書面で確認できるような仕組みを検討されたい。

《措置内容》

各校に備品の点検を徹底するように通知するとともに、点検後、学校長に報告し、教育総務課においても情報共有できるようにします。

《意見3》

教職員の負担軽減に向け、共同調理場の稼働と同時に給食費の公会計化を検討されたい。

《措置内容》

令和4年9月に学校給食共同調理場の運営開始を目指しており、運営開始に合わせ、公金化に向け検討及び準備を進めてまいります。

《意見4》

学校評議員会について、評議員会で述べられる意見は評議員の意見だけでなく、広く地区の方の意見が集約されるよう仕組みを検討されたい。

《措置内容》

協議内容によっては、個人の見解にとどまることなく、地区の意見を出してもらうよう、地区の役職者を評議員として任命してもらうよう依頼します。